団体・法人会員に関する ご案内

2026年3月

問い合わせ
JAMET 事務局
jamet@shobix.co.jp

NPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会（以下、当協会）の活動をご理解いただき、ムーブメント教育・療法を実践されている、今後、実践に取り組みたいとお考えの各種機関・施設、事業所等におかれましては、団体・法人会員制度をご利用いただくことができます。

当協会が主催する実践講座等は、どなたでも受講することは可能ですが、ムーブメント教育・療法の指導者資格を取得・維持・更新するためには、会員であることが必要です。

1．団体・法人年会費（4 月～翌年 3 月）　60,000 円
登録人数：25 名まで（26 名～35 名までは 1 名につき 2,000 円の加算）
原則として、団体（事業所等）ごとの登録とさせていただきます。

2．登録方法（新規の場合）
①「様式 1 ― 1 」団体・法人会員登録申請書（新規）に必要事項を記入
②「様式 1 － 2 」団体・法人会員登録者名簿（新規）を作成
③「様式 1 ― 1 」と「様式 1 － 2 」を事務局に提出（メール添付又は郵送）
④書類の受理・確認後、事務局より年会費振り込み方法についてメールでご案内
⑤年会費の振り込み
※振り込み確認後、名簿に記載された方々のマイページ上の「年会費支払い」が納入済になるよう事務局が処理いたします。
※団体・法人会員の登録申請（新規）は、年間を通して受け付けます。
ただし、団体・法人会員登録者名簿に記載された個人が、申請（手続き完了）までの期間に個人会員として会費を納入された場合、返金はできませんのでご注意ください。

3．次年度以降「継続」を希望する場合（年度ごとに提出が必要）
①「様式 2 ― 1 」団体・法人会員登録申請書（継続）に必要事項を記入
②「様式 2 － 2 」団体・法人会員登録者名簿（継続）を作成
③「様式 2 － 1 」と「様式 2 － 2 」を、3 月末までに事務局に提出（メール添付又は郵送）
※「継続申請」を行わなかった場合、システム管理上 4 月 1 日付で、団体・法人会員として登録されている方は、「会員」に変更されますのでご注意ください。
④書類の受理・確認後、事務局より年会費の振り込み方法についてメールでご案内

⑤登録者のマイページ上の年会費の表示について

団体・法人から、所定の団体・法人年会費の振り込みを確認後、名簿に記載された方々のマイページ上の「年会費支払い」が納入済になるよう事務局側で処理いたします。

登録書類等提出先／問合せ

NPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会事務局　（担当：近藤）
E-mail：jamet@shobix.ne.jp
TEL. 03-3812-5223 (土日祝除く 9:00～17:00)　FAX. 03-3816-1561
〒113-0001　東京都文京区白山 1-13-7 アクア白山ビル 5F 勝美印刷㈱内
NPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会事務局

参考：会員の特典について

- 実践講座等の優先申込・会員価格での受講
- テキスト「実践！ムーブメント教育・療法（クリエイツかもがわ）」の特価購入
- MEPA-ⅡR（アセスメントシート）/ 新訂版「障がいの重い児・者が求めるムーブメント教育・療法（萌文書林）」の特価購入
- 会員専用メルマガ配信
  遊具活用事例紹介、実践 Q&A、各種（オリジナル遊具など）情報交換
- 会員専用「学び広場」サイトの閲覧
  乳幼児～高齢者・障がい児者の実践プログラムの公開と解説 etc.
- ムーブメント遊具（パステル舎）の割引購入

以上